

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )		
要望項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（600万円）の90%までの損金算入を認める措置。</p> <p>・特例措置の内容 交際費課税の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第61条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
減収見込額	(初年度) - (+107,300) (平年度) - (+107,300) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は我が国経済や雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。このような中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることにより、中小企業の経済活動の活性化を支援する。また、景気悪化や震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える重要な存在である。しかし、中小企業は一般的に大企業や中堅企業と比較して販売促進の手段が限られていることから、交際費は中小企業の事業活動において必要不可欠なものと考えられる。</p> <p>交際費課税の特例措置は、①個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図るとともに、②中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がるという、ミクロとマクロの両面に効果を発揮する措置である。</p> <p>上記2つの効果を期待し、リーマンショック以降の世界同時不況を受けて平成21年4月に決定された「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議）においては、税制上の措置として本措置の中小企業（資本金1億円以下の法人）が支出した交際費等の損金算入限度額を、従来の400万円から600万円に引き上げる税制改正が行われたという経緯もある。</p> <p>世界的な金融危機に続き、国内における東日本大震災等の直接的・間接的な影響、急激な円高進行等により、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況に置かれている。不景気によるコスト削減圧力の中において、交際費支出総額の約1割（2,075億円程度※1）は上限額600万円を超過して支出されており、中小企業の経営安定にとって交際費が必要不可欠であることが伺える。</p> <p>近時の国際的な経済危機及び震災影響からの脱却等を勘案すれば、従前よりも取引先維持に資する交際費支出が必要であり、中小企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要を喚起するためにも、最低でも現状限度額600万円での本措置の延長が必要である。</p> <p>（※1） 資本金1億円以下法人における交際費支出額2,216,881百万円－（資本金1億円以下法人における損金算入限度額1,808,468百万円÷損金算入限度割合90%）≒2,075億円（出典）「会社標本調査」国税庁</p>		

本要望に 対応する 縮減案	なし	
合理性	政策体系における 政策目的の位置付 け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
	政策の 達成目標	中小企業関連税制等の諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。特に、中小企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするを旨とする。その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断D I」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））やGDPギャップの数値等を参考にする。
	税負担軽減 措置等の適 用又は延長 期間	2年（平成26年3月31日まで）
	同上の期間 中の達成目 標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の 達成状況	GDPギャップは2008年第2四半期以降マイナスが続いており、引き続き需要不足の状況。経済情勢はリーマンショック以降、一部で持ち直しの動きが見られたものの、平成23年3月の東日本大震災の影響や急激な円高進行等により、再び予断を許さない状況となっており、中小企業の業況判断D Iは▲34.8（平成23年4～6月）まで下落している。 これらの状況から、中小企業をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、引き続き本措置によって中小企業の経営安定を図ることが必要。  （出所）「第124回中小企業景況調査」（中小企業庁）
有効性	要望の措置の 適用見込み	本措置は資本金1億円以下の中小企業において広く利用されている措置。交際費支出は中小企業の事業活動に必要な不可欠な支出という性質があり、引き続き中小企業全般にわたり利用が見込まれる。 ○交際費支出額見込みの推移（中小企業のみ） 平成23年度 2,206,085百万円（推計） 平成24年度 2,200,710百万円（推計） 平成25年度 2,195,334百万円（推計）  ○損金算入額見込みの推移（中小企業のみ） 平成23年度 1,799,159百万円（2,286,098社）（推計） 平成24年度 1,794,776百万円（2,280,528社）（推計） 平成25年度 1,790,392百万円（2,274,958社）（推計）
	要望の措置の 効果見込み （手段としての有 効性）	近時の不景気及び震災等による混乱の中、中小企業は徹底的なコスト削減の圧力がかけられているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業性資金の確保を支援する本措置は手段として有効である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の支 援措置	該当なし。
	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	該当なし。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することは事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものであり、平成21年4月の税制改正では、経済危機対策として中小企業の交際費等の損金算入限度額が拡充されたものである。</p> <p>我が国経済は大規模な自然災害による直接的・間接的な影響が加わり、依然として先行き不透明な状況が継続していることから、本措置について引き続き適用期限を延長し、中小企業の営業促進、飲食業需要の喚起を図ることが適当である。</p>																														
	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費支出額の推移（括弧内は資本金階級）</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>2,490,946</td><td>百万円（資本金1億円未満）</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,280,791</td><td>百万円（同上）</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,227,485</td><td>百万円（資本金1億円以下）</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,216,881</td><td>百万円（同上）</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2,211,460</td><td>百万円（同上：推計）</td></tr> </table> <p>○過去5年間の損金算入額の推移（括弧内は資本金階級）</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>1,773,673</td><td>百万円（資本金1億円未満）</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,697,062</td><td>百万円（同上）</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,614,455</td><td>百万円（資本金1億円以下）</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,808,468</td><td>百万円（同上）</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,803,543</td><td>百万円（同上：推計）</td></tr> </table> <p>（出典）「会社標本調査」国税庁</p>	平成18年度	2,490,946	百万円（資本金1億円未満）	平成19年度	2,280,791	百万円（同上）	平成20年度	2,227,485	百万円（資本金1億円以下）	平成21年度	2,216,881	百万円（同上）	平成22年度	2,211,460	百万円（同上：推計）	平成18年度	1,773,673	百万円（資本金1億円未満）	平成19年度	1,697,062	百万円（同上）	平成20年度	1,614,455	百万円（資本金1億円以下）	平成21年度	1,808,468	百万円（同上）	平成22年度	1,803,543	百万円（同上：推計）
平成18年度	2,490,946	百万円（資本金1億円未満）																														
平成19年度	2,280,791	百万円（同上）																														
平成20年度	2,227,485	百万円（資本金1億円以下）																														
平成21年度	2,216,881	百万円（同上）																														
平成22年度	2,211,460	百万円（同上：推計）																														
平成18年度	1,773,673	百万円（資本金1億円未満）																														
平成19年度	1,697,062	百万円（同上）																														
平成20年度	1,614,455	百万円（資本金1億円以下）																														
平成21年度	1,808,468	百万円（同上）																														
平成22年度	1,803,543	百万円（同上：推計）																														
	<p>税負担軽減措置等の適用 による効果（手段としての 有効性）</p>	<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。また、同アンケート調査において、中小企業の交際費損金算入特例が無くなった場合、交際費が何%減少するかを調査したところ、本特例が無かった場合全体で8.4%（※1）交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.26%減少する関係（※2）となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.2%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成21年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約594兆円）のうち、13兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。</p> <p>これらから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>（※1）アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、会社標本調査の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。 （出典）「会社標本調査」国税庁</p> <p>（※2）平成23年「中小企業税制に関するアンケート」（中小企業庁）から重回帰分析。 LN(売上高)=5.78+0.26LN(交際費支出額)+0.21LN(資本金)+0.71LN(従業員数)-0.22ダミー-建設業-0.09ダミー-製造業-0.63ダミー-情報サービス業-0.11ダミー-運輸業+0.73ダミー-卸売業+0.33ダミー-小売業+0.25ダミー-不動産業-0.80ダミー-研究・技術サービス業-0.66ダミー-宿泊・飲食サービス業-0.85ダミー-医療・福祉業-0.51ダミー-その他サービス業 &lt;回帰統計&gt;重相関R2:0.74</p>																														
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>																														

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、毎期概ね一定の利用実績があり（下記「租税録別措置の利用実績」参照）、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。</p> <p>GDPギャップは2008年第2四半期以降マイナスが続いており、引き続き需要不足の状況。経済情勢はリーマンショック以降、一部で持ち直しの動きが見られたものの、平成23年3月の東日本大震災の影響や急激な円高進行等により、再び予断を許さない状況となっており、中小企業の業況判断DIは▲34.8（平成23年4～6月）まで下落している。</p> <p>これらの状況から、中小企業をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、引き続き本措置によって中小企業の経営安定を図ることが必要。</p> <p>（出所）「第124回中小企業景況調査」（中小企業庁）</p>
------------------------------------	--

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成22年度 2年間の延長</p> <p>（参考）最近の交際費課税における主な改正</p> <table border="1" data-bbox="422 667 1295 1462"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 （経済危機対策）</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%
	対象法人	損金算入限度額等																																									
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																									
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%																																									
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																									
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																									
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																									
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																									
平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																									